

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第3号

龍ヶ崎地方衛生組合職員の療養休暇取扱基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合  
管理者 寛 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合職員の療養休暇取扱基準の一部を改正する訓令

龍ヶ崎地方衛生組合職員の療養休暇取扱基準（令和2年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、龍ヶ崎地方衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号）第2条において準用する龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年龍ヶ崎市条例第12号。以下「勤務時間条例」という。）第13条に規定する休暇並びに龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年龍ヶ崎地方衛生組合規則第5号）第2条において準用する龍ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年龍ヶ崎市規則第18号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）別表第3の18の項及び別表第4の<u>3の項</u>に掲げる休暇（以下「療養休暇」という。）に関して、その承認の手続を厳正に行うための基準その他療養休暇の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、龍ヶ崎地方衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号）第2条において準用する龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年龍ヶ崎市条例第12号。以下「勤務時間条例」という。）第13条に規定する休暇並びに龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年龍ヶ崎地方衛生組合規則第5号）第2条において準用する龍ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年龍ヶ崎市規則第18号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）別表第3の18の項及び別表第4の<u>6の項</u>に掲げる休暇（以下「療養休暇」という。）に関して、その承認の手続を厳正に行うための基準その他療養休暇の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。